

平和行動in根室

2026平和ノサップ集会

北方領土の返還！(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)
日ロ平和条約締結の実現を！



連合平和行動の締めくくりとして、9月5日(土)～6日(日)に「2026 平和行動 in 根室」が開催され、連合愛媛からは3名が参加しました。初日に開催された「北方四島学習会」では第1部で、地元の根室高校・北方領土根室研究会による出前講座やラジオ放送などの活動報告が行われました。第2部では、色丹島出身者の体験に基づくアニメ映画「ジョパンニの島」を鑑賞し、不法占拠後の厳しい運命や人々のつながりについて学び、領土問題への理解を深めました。

2日目は、納沙布岬・望郷の岬公園に全国から719名が集結しました。主催者の神保事務局長は早期解決と外交努力の必要性を呼びかけ、元島民の古林貞夫さんは故郷への切実な想いを訴えました。その後、ピースフラッグの引き継ぎや集会アピールの採択を行い、早期返還を願うがんばろう三唱で締めくくりました。



北方領土は『日本固有の領土』でありながら、旧ソ連による不法占拠から81年が経過、終戦当時17,291人の島民の方々は5,000人を下回り、平均年齢はまもなく90歳を迎えます。一日も早く北方領土が返還されるよう、活動の継続と次世代へ継承することの重要性を強く感じました。



2026連合四国ブロック

「第2回女性会議」

9月11日(金)～12日(土)に「連合四国ブロック第2回女性会議」が開催され、事務局と連合愛媛の女性委員会メンバー、2日目は青年委員会メンバーも参加しました。

連合四国ブロック代表として上甲会長、連合本部代表として、畠山総合政策局長からあいさつがあり、ジェンダー平等・多様性推進に関する2027年度活動計画(案)をふまえた女性委員会のさらなる活性化などと呼びかけました。

11日(金)の講演では、女性リーダー講座として、連合本部大科ジェンダー平等・多様性推進次長より、「ジェンダー平等の実現に向けて～女性リーダーが果たす役割～」と題し、①地方における女性活躍推進の現状、②連合「ジェンダー平等推進計画」、③女性リーダー、女性委員会が果たす役割、④取り組みにあたっての視点——などについて理解を深めあいました。また、グループディスカッションも実施され、意見の共有化を行いました。

12日(土)には、株式会社レガートの「玉井幸江」代表を講師に招き、「無意識の思い込みに気づく～アンコンシャス・バイアスから考える男女共同参画～」と題し、①自身のスタイルチェック、②身近な「違和感」の振り返り、③決めつけに気づいたときの伝え方、④ジェンダーバイアスを減らすためにできること——などについてグループで話し合い、男女それぞれの立場から自身の経験や考え方を伝えることにより認識を深めあいました。



ワークルールに関する法的知識の
習得で組合活動を充実・強化
積極的な申込・受験をお願いします

ワークルール検定

2026 秋

(後援) 厚生労働省/日本生産性本部/全国社会保険労務士会連合会

IBT方式で自宅でも職場でも、場所を問わず受けられます！

正社員、派遣社員、パート・アルバイトから管理職、経営者、労組役員に至るまで
どなたでも職場で役立つ法律知識を身につけられます！

IBTとは Internet Based Testingの略称でパソコン、スマートフォン、タブレットで受験できます。

検定期間

11月27日(金) 28日(土) 10:00～17:00
(最終開始時間)

申込受付期間 9月16日(水)～11月13日(金)

初級 検定 45分 4,900円(税込)

社会人として必須！
知っておくべき労働法と社会保険の
基礎知識

中級 検定 80分 8,900円(税込)

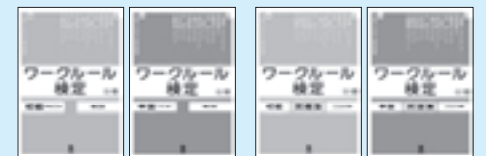
部下を率いるリーダー、店長、
人事担当者、経営者、労組役員に求められる
幅広い知識
学習動画(11講座、計約120分)の視聴が含まれます。

2026年春検定の受検者コメント

- 労働法や社会保険の知識を体系的に確認する良い機会になりました。(初級)
- 実務に結びつく問題がたくさんあり、単なる知識だけでなく考える力も試されて良かったです。培った知識を今後仕事で活かしていきたいです。(中級)

詳しくは公式ホームページへ ワークルール検定

公式テキストブック(旬報社刊)



出題内容は、公式テキストにおおむね準拠しています。
お近くの書店、またはインターネットでお買い求めください。

WR検
ワークルール検定

主催者 | お問い合わせ先

一般社団法人 日本ワークルール検定協会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
E-mail:jimukyoku@workrule-kentei.jp 電話03-3254-0545 (受付対応時間: 平日 10:00～17:00)
「WR検/ワークルール検定」のロゴまたは名称等は、一般社団法人日本ワークルール検定協会の登録商標です(登録商標第5856416号)。



(公式ウェブサイト)

2026年11月1日から

愛媛県

の地域別
最低賃金は

1,093

時給 円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,366

時給 円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金が加算されます。[深夜割増]以外にも[時間外割増]や[休日割増]が加算されるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。

今年も上がったよ！

最低賃金は、ずっと上がっています！

パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など
雇用形態や呼称に関係なく、
原則すべての労働者と
その使用者に適用されます

お給料が月給制でも適用されます

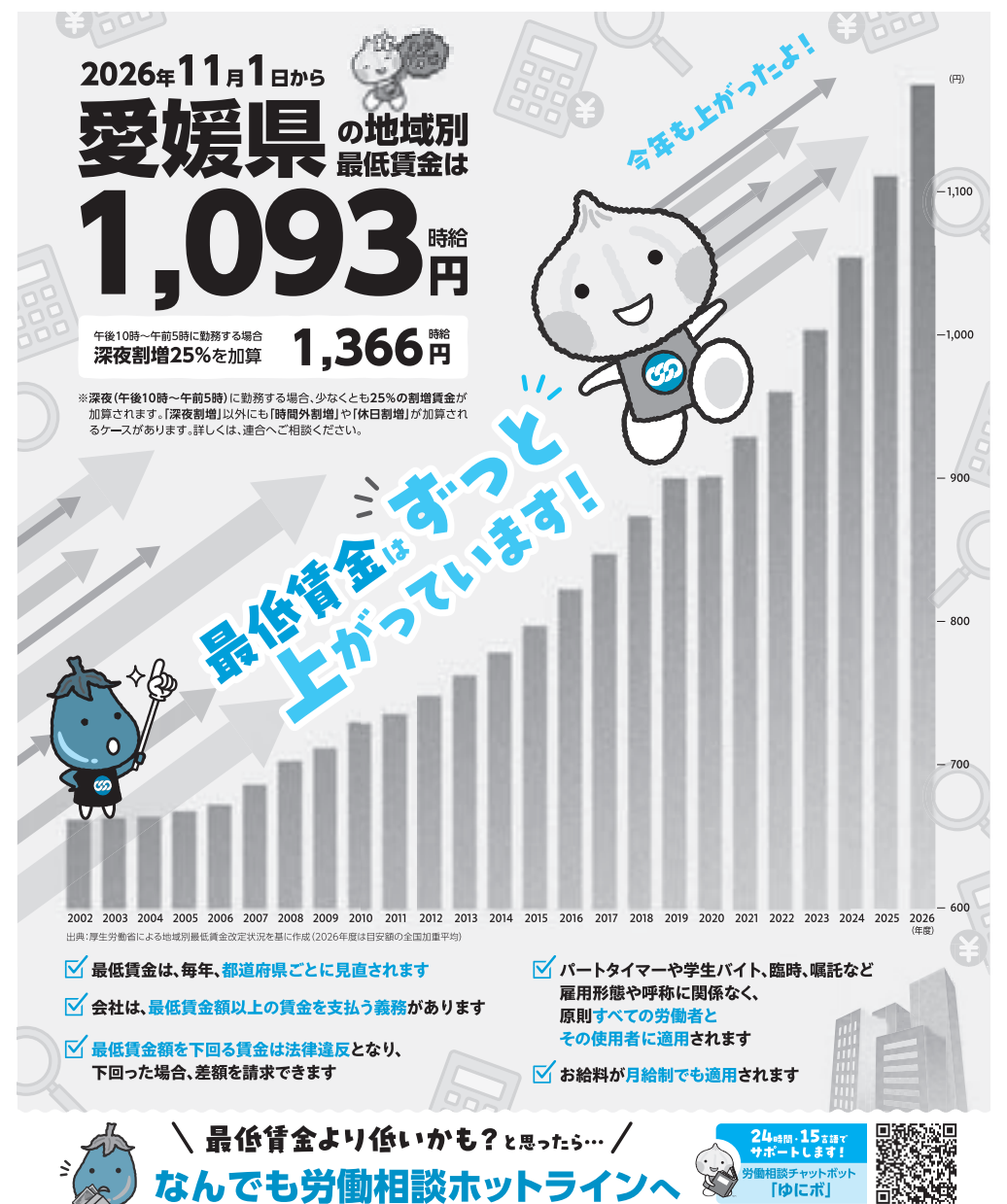
最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されます

会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります

最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、
下回った場合、差額を請求できます

最低賃金より低いかも？と思ったら…/
なんでも労働相談ホットラインへ

24時間・15分単位
サポートします！
労働相談チャットボット
「ゆにぽ」



連合愛媛

〒790-0066
愛媛県松山市宮田町132-1
四国ろうきん松山ビル4F

0120-154-052

いこうよれんごうに